

茨木市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1 本市における食育推進の取組について必要な事項を検討し、食育の円滑な推進を図るため、茨木市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康いばらき21・食育推進計画の推進に関すること。
- (2) 食育推進の諸課題に係る情報の収集及び整理に関すること。
- (3) 食育推進に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 食育関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他食育推進に関し必要な事項

(組織)

第3 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康づくり課長の職にある者を、副会長は保育幼稚園総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第4 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が推進会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理者として出席させることができる。

(実務者会議)

第5 推進会議に、食育推進についての情報交換を行い、啓発活動その他の具体的取組について検討させるため、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、別表第2に掲げる課の職員並びに学校の教諭及び職員のうちから推薦された者をもって組織する。
- 3 実務者会議に座長を置き、健康づくり課長の職にある者をもって充てる。
- 4 実務者会議は、会長が招集し、座長がその進行及び総合的な連絡調整を行う。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6 会長が必要と認めたときは、会議を組織する者以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、健康医療部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1 (第3関係)

生活福祉課長	長寿政策課長	こども政策課長	子育て支援課長
市民生活相談課長	環境政策課長	農林振興課長	保健給食課長
学校教育推進課長			

別表第2 (第5関係)

生活福祉課	長寿政策課	健康づくり課	こども政策課	子育て支援課
保育幼稚園総務課	市民生活相談課	環境政策課	農林振興課	
保健給食課	学校教育推進課	茨木市立小学校	茨木市立中学校	